

平成25年度

## 中心市街地活性化事業

評価表

[単位：千円、人]

1 事務事業の位置付け (Plan)							
所管部課名	商工観光部 商工振興課		担当者	田中			
根拠法令等	薩摩川内市補助金要綱						
事業の種類	<input checked="" type="checkbox"/> ソフト事業		<input type="checkbox"/> 建設・整備事業	<input type="checkbox"/> 施設管理	<input type="checkbox"/> 内部管理		
政策	地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり		施策	商工業の振興			
			小施策	商工業団体への支援の充実、市街地活性化及び地域商店街の経営基盤の強化			
一体化躍動プラン							
重点施策							
予算科目等	会計	一般会計					
	款	商工費	項	商工費	目	商工振興費	
	事項	中心市街地活性化事業費		細事項	中心市街地活性化事業費		
2 事務事業の実施 (Do)							
事業の内容	概要	中心市街地商店街で空き店舗対策や不足する業種の誘致等を行い、衰退する中心商店街の活性化や賑わいの創出を図る。					
	対象 (誰を、何を対象とする事業か)	(株)まちづくり薩摩川内が定期借家権を活用して借り上げた空き店舗に、テナントとして出店する事業者。					
	手段 (市がどのような活動をするか)	補助金を支出する。					
	意図 (どのような目的で事業を行うか)	中心市街地商店街で空き店舗対策や不足する業種の誘致等を行い、衰退する中心商店街の活性化や賑わいの創出を図る。					
	事業開始年度	平成24年度					
			指標名	目標値	目標年度		
		活動指標	補助金の交付件数	—	平成27年度		
		成果指標	—	—	—		
経費及び指標の推移	項目	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 予算額	平成26年度 見込額	平成27年度 見込額	
	事務事業費	25,068	23,941	26,207	26,207	26,207	
	旅費	261	205	229	229	229	
	需用費	4,011	3,895	5,169	5,169	5,169	
	委託料	14,297	10,487	10,688	10,688	10,688	
	使用料	125	121	138	138	138	
	報償費	6	6				
	役務費	168	168				
	工事請負費		1,470				
	補助金	6,200	7,589	9,983	9,983	9,983	
		中心市街地テナントミックス 支援事業補助金		7,589	9,983	9,983	9,983
		事業者支援事業 補助金	3,200				
		中心市街地にぎ わい支援事業補	3,000				
	財源内訳	国・県支出金					
		その他					
		一般財源	25,068	23,941	26,207	26,207	26,207
	要員配置状況			0.09	0.09	0.09	0.09
職員			0.09	0.09	0.09	0.09	
嘱託員							
臨時職員等							
活動実績・計画 成果指標の推移	—	3件	10件	10件	10件		
特筆すべき事項等	特になし。						

3 事務事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	<b>対象・手段の妥当性</b> <input type="checkbox"/> 妥当である <input checked="" type="checkbox"/> 改善の余地はある <input type="checkbox"/> 妥当ではない (上記選択の理由) 中心市街地の活性化を図るためには、空き店舗対策や各種事業を展開する必要があり妥当である。 しかし、事業が公助で進められているので、今後も地元商店街と活性化事業について協議していく。
	<b>市が関与すべき妥当性</b> <input checked="" type="checkbox"/> 市が関与すべき <input type="checkbox"/> 民間でも可能 <input type="checkbox"/> 民間で実施すべき (上記選択の理由) 衰退する中心市街地商店街の活性化を図るためには、空き店舗対策や景観整備などを市・商店街・まちづくり会社と一体となって進める必要がある。
効率性	<b>事業費の削減余地</b> <input type="checkbox"/> 削減の余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減の余地はない (上記選択の理由) 空き店舗対策等各事業を推進するためには、現予算の確保が必要である。
	<b>要員配置の削減余地</b> <input type="checkbox"/> 削減の余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減の余地はない (上記選択の理由) 最低限の要員で実施しており、削減の余地はない。
有効性	<b>成果の達成度</b> <input type="checkbox"/> 達成度はかなり高い <input type="checkbox"/> 達成度はやや高い <input checked="" type="checkbox"/> 達成度は低い (上記選択の理由) 空き店舗対策等各事業を推進しているが、現在のところ「にぎわいの創出」まで至っていない。
	<b>成果の向上余地</b> <input type="checkbox"/> 余地がかなりある <input checked="" type="checkbox"/> 余地がある程度ある <input type="checkbox"/> 余地はほとんどない (上記選択の理由) 現在の各事業の推進や商店街やまちづくり会社の自主的な取組により、成果向上の余地はある。 例：(株)まちづくり薩摩川内では、自主事業として「コミュニティFM事業」を平成25年3月から開設し、中心市街地の情報発信で、集客力増やPRが図られている。
4 事務事業の改革・改善の方向性 (Action)	
内部評価(一次)	今後の改革の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	上記方向の理由 別紙、各補助金等評価結果から総合的に判断した。
結果	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画特になし。

外部評価(二次)	事務事業の視点別評価 妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 効率性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	今後の改革の方向性 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
結果	まとめ(補助金等評価を含む。)

所管部課名	商工観光部 商工振興課		担当者	田中				
事務事業名	中心市街地活性化事業							
根拠法令	薩摩川内市中心市街地テナントミックス支援事業補助金交付要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成25年度 予算額	9,983 千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容			
		千円	千円	9,983 千円				
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	家賃補助件数			10件	平成27年度			
成果指標②	—			—	—			
補助対象者	中心市街地管内の空き店舗に出店する事業者							
補助対象経費	①(株)まちづくり薩摩川内が定期借家として借り上げた空き店舗の家賃 ②活動費、貸事務所等に係る初期投資費用							
補助対象事業・活動の内容	(株)まちづくり薩摩川内が定期借家として借り上げた空き店舗の家賃							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	①家賃:定期借家のうち3分の2の家賃 ②活動経費:予算の範囲内							
補助金額又は補助率の積算方法	①家賃:定期借家のうち3分の2の家賃 ②活動経費:予算の範囲内							
補助を受ける3カ年の事業(団体)等の決算状況	項目	平成22年度		平成23年度		平成24年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	0		0		0	0.0%
		会費収入						0.0%
		事業収入						0.0%
		寄付金・その他助成						0.0%
		市補助金					7,588,356	100.0%
		(前年度繰越金)						0.0%
		計	0		0		7,588,356	100.0%
	支出	事業費					2,803,994	37.0%
		人件費					4,760,437	62.7%
		その他事務費					23,935	0.3%
								0.0%
								0.0%
		(翌年度繰越金)						0.0%
		計	0		0		7,588,366	100.0%
支出計/前年度支出計								
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金						0.0%		
交付件数						3		
成果指標の推移①								
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	①商工団体等、各団体へ補助制度説明を行った。 ②なし ③なし ④なし ⑤なし ⑥最低限の要員で実施しており効果は高い。 ⑦なし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	中心市街地のテナントミックスについては、中心市街地活性化の重要施策であるため、空き店舗対策を実施することは、商業活性化や市民の利益増進に繋がっている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当 中心市街地テナントミックス事業の家賃補助は、定期借家権を活用した3年間の補助であり、一定期間の支援である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	中心商店街の活性化は、地域経済安定に必要不可欠であり、今後も必要である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	中心商店街の活性化は全国的な課題でもあり、まちづくり会社の経営安定が望めない場合、行政が支援することが望ましい。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	補助額等については、上限額や精算方式を設けており現在のところ妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	中心市街地の活性化は喫緊課題であり、地方経済は以前として厳しいため、当面は必要である。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	商業活性化や中心市街地の賑わいに繋がる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	家賃が高い中心市街地の空き店舗対策は、定期借家権等を活用した支援やイベントなど複合的な取組が必要である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	適正な運用がなされている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (二次) 結果	今後の改革の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止
	上記方向の理由 平成24年度から「空き店舗改装費補助」から「テナントミックス支援事業補助(家賃補助等)」に制度を見直していることや、家賃補助期間が3年であるため継続していきたい。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 特になし。

## 中心市街地テナントミックス支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げる中心市街地テナントミックス支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業の要件)

第2条 本市の中心市街地管内において、定期借家権等を活用した空き店舗対策や「食」を中心とした集合店舗の事業計画策定又は設備整備を行うことで、中心市街地活性化に寄与するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次のとおりとする。

(1) タイプ1

- ア 家賃補助額 補助率3分の2（限度額1店舗あたり10万円）
- イ 貸事務所等に係る初期投資費用（予算の範囲内）
- ウ ㈱まちづくり薩摩川内の事務費（予算の範囲内）

(2) タイプ2

補助率3分の2（限度額200万円）

この場合において、100円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の補助対象経費は、次のとおりとする。

(1) タイプ1

- ア ㈱まちづくり薩摩川内が借り上げる空き店舗の家賃
- イ ㈱まちづくり薩摩川内が行う貸事務所等に係る初期投資費用
- ウ ㈱まちづくり薩摩川内の事務費

(2) タイプ2

「食」を中心とした集合店舗の事業計画策定費又は施設整備費

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、事業実施前1箇月以内とする。

(交付の基準)

第6条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でない  
いと認められる場合

(実績報告)

第7条 補助金の実績報告に係る規則第7条の市長が必要と認める書類は、次の  
各号に掲げるものとする。

(1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自  
ら行った評価に関する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、事業の項  
目及び内容並びにその実施による成果等を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、空き店舗対策等を通じ、中心市  
街地の活性化を図るものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定  
める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。